

福島第一原子力発電所 管理対象区域内における水分の摂取について

< 参 考 資 料 >
2 0 2 1 年 9 月 1 6 日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

- 昨日（9月15日）、発電所構内にある入退域管理棟内の汚染検査所（管理対象区域内）において、勤務を終えた協力企業作業員が手荷物検査の順番待ちをしている際に、携行していたペットボトル飲料を摂取したことを監視員が確認しました。
- 管理対象区域内での飲食については、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」及び「電離放射線障害防止規則」において、禁止されておりますが、本件はこれらに抵触する可能性があると考えております。
- なお、以下のことから、内部取り込みの可能性はないものと考えております。
 - ・当該作業員の口・鼻のサーベイ結果（9月15日実施）において、汚染が確認されていないこと
 - ・ホールボディカウンタの測定結果（9月15日実施）において、内部取込みは確認されていないこと
 - ・水分を摂取していた場所は、室内の管理対象区域であり、毎日のサーベイ結果において汚染がないことを確認していること
- 飲みかけの飲料については、水漏れなどにより装置が故障する恐れがあることから携行品モニタによる測定は禁止し、手サーベイエリアにて測定していますが、当該作業員は携行品モニタのレーンに並んでおり、サーベイ前になって飲みかけの飲料を所持していたことに気付いたため、慌ててとっさに飲んでしまったことを確認しています。
- 今後、同様の事例が発生しないよう、再発防止策を講じてまいります。

構内図



汚染検査所

